

(陳受27第15号)

国及び都に動物の殺処分を禁止にすることを求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日

平成27年12月7日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

陳情の要旨

かねてより、東京都も含めて全国的に、飼い主を失った野良犬等の動物が保健所に収容され、受け入れ先が見つからずに殺処分され続けている。東京都福祉保健局管轄で、平成25年度においては、犬76頭及び猫1,236匹の計1,312体が、殺処分されている。

これは、専ら人間の勝手な行動により、もともと飼われていた愛玩動物が捨てられ、野生の厳しい世界にさらされたあげく、捕獲され、甚だグロテスクな施設へ収容され、殺害されるという、我々人類と同様に感情を持った動物を、著しくじゅうりんする残虐非道たる行為である。この行為は、動物愛護の精神に著しく反するものであり、看過できない。

よって、殺処分の根拠となる東京都動物の愛護及び管理に関する条例の改正が必要となる。これらの全国への波及のためにも、動物の愛護及び管理に関する法律の改正もあわせて必要となる。

以上の趣旨から、下記のことについて陳情する。

記

- 1 保健所等における収容動物の殺処分を原則禁止することを求める。
- 2 収容期間等に限界がある場合は、島嶼部または山間部等の人里から離れた場所へ放つなど、極力殺処分を回避することを求める。
- 3 収容動物が致死性もしくは伝染性の高い疾病等に罹患し、または著しく凶暴な性質である場合など、社会通念上正当な理由がある場合は、殺処分もやむを得ない。
- 4 上記1及び2の実現のために、東京都動物の愛護及び管理に関する条例の改正をさせる旨の意見書の東京都への提出を求める。
- 5 これらを全国的に反映させるためにも、動物の愛護及び管理に関する法律を改正する旨、地方自治法第99条に基づく意見書を国へ提出することを求める。